

武蔵野音楽学園寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人武蔵野音楽学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を、東京都練馬区羽沢一丁目13番1号に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「〈和〉のこころ」並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行ない、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条の目的を達成するために設置する学校は、下記に掲げるものとする。

- 一、武蔵野音楽大学 大学院 (音楽研究科)
音楽学部 (演奏学科、音楽総合学科)
- 二、武蔵野音楽大学附属高等学校 全日制課程 音楽科
- 三、武蔵野音楽大学第一幼稚園
- 四、武蔵野音楽大学第二幼稚園
- 五、武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。
不動産業（「建物売買業及び土地売買業」に関するものを除く。）

第3章 役員及び理事会

(役員の数)

第5条 この法人の役員の数、下記の通りとする。

- 一、理 事 5人～7人
- 二、監 事 2人

(理事長)

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、学長
 - 二、評議員のうちから評議員会において選任した者 1人
 - 三、この法人に関係のある顕著な功労者又は学識経験者のうち理事会において選任した者 3人～5人
- 2 前項第一号及び第二号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第10条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

- 一、この法人の業務を監査すること。
 - 二、この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期及び補充)

- 第11条** 役員（その在職中理事となる者を除く、この条中以下同じ。）の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることを妨げない。
 - 3 役員は、任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行なうものとする。
 - 4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第12条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- 一、法令の規定、又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 二、心身の故障のため、職務の執行に堪えられないとき。
 - 三、職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 四、役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - 一、任期の満了
 - 二、辞任
 - 三、死亡
 - 四、私立学校法第38条第8項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事代表権の制限)

- 第13条** 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

- 第14条** 理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

(理事会)

- 第15条** この法人の業務の決定は、理事会において行なう。
- 2 理事会は、この法人に関わる全ての人事、教学、運営に関する事項を審議決定し、執行する。
 - 3 理事会は、理事全員をもって組織する。
 - 4 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の2分の1以上から理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会の議長は、理事長とする。
 - 6 理事長が第4項ただし書きの規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 7 理事長は、この法人に運営上必要な委員会をおくことができる。

(理事会の招集、成立の定数及び議決方法等)

- 第16条** 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 3 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
 - 4 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 5 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 7 第10条第2項及び前条第6項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議事録)

- 第17条** 議長は、理事会の開催日時・場所・議決事項及びその他の必要事項について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 2 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員会)

- 第18条** この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、次に掲げる評議員11人～15人をもって組織する。
 - 一、この法人の設置する学校に勤務する職員のうちから、選任される者 3人～5人
 - 二、この法人の設置する学校を卒業した者のうちから、選任される者 2人～3人
 - 三、この法人に特に顕著な功労のあった者のうちから、選任される者 3人～4人
 - 四、学識経験者のうちから、選任される者 3人～4人

(評議員の選任)

- 第19条** 評議員は、次の各号によって選任する。
- 一、前条第2項第一号に規定する評議員は、理事会において選任する。
 - 二、前条第2項第二号に規定する評議員は、武蔵野音楽大学を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから理事会において選任する。
 - 三、前条第2項第三号及び第四号に規定する評議員は、理事会において選任する。
- 2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第20条** 評議員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることを妨げない。
 - 3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行なうものとする。

(評議員の解任及び退任)

- 第21条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決及び理事会の議決により、これを解任することができる。
- 一、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 二、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 - 一、任期の満了
 - 二、辞任
 - 三、死亡

(評議員会の招集、成立の定数及び議決方法等)

- 第22条** 評議員会は、理事長が招集する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
 - 11 第17条第1項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第1項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項及び評議員会の意見具申等)

第23条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一、 予算及び事業計画
 - 二、 事業に関する中期的な計画
 - 三、 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分に関する事項
 - 四、 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - 五、 合 併
 - 六、 私立学校法第50条第1項第一号及び第三号に掲げる事由による解散
 - 七、 寄附行為の変更
 - 八、 収益事業に関する重要事項
 - 九、 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第5章 資産及び会計

(資 産)

第24条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、これを分つて、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 前項の区分は、私立学校法施行規則第2条第6項の規定に基づき、財産目録の区分に従うものとする。
- 3 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(学校の経営に要する費用)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料・入学金・試験料・保育料・入園料などの学費、国及び地方自治体からの補助金又は助成金、寄附金及びその他の運用財産などをもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事長が編成し、理事会において理事総数の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の過半数の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第33条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届け出をしたとき 寄附行為の内容
- 二、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三、財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四、役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第34条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第35条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 解散及び合併

(解散)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
 - 二、この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - 三、合併
 - 四、破産
 - 五、文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産帰属者)

第38条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の過半数の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第40条 この法人の寄附行為を変更するには、理事長が評議員会の意見を聴いた上で理事総数の3分の2以上の議決を得、かつ、文部科学大臣の認可を得なければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事長が評議員会の意見を聴いた上で理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、武蔵野音楽学園告示場に掲示して行なう。

(責任の免除)

第42条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行規則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長	福井直秋
理事	藤村作
理事	岡本光長
理事	中田俊造
理事	福井直弘
監事	桜井美
監事	川島次郎

附 則（昭和24年2月21日）

この法人は、当分の間学校教育法第98条の規定により存続する武蔵野音楽学校を設置する。

附 則（昭和48年2月7日）

武蔵野高等学校設置認可

附 則（昭和52年4月18日一部変更）

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和58年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年7月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年3月31日）から施行する。

附 則（平成13年1月6日一部変更）

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年9月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年11月10日理事会で変更決議され、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年7月20日理事会で変更決議され、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年10月3日理事会で変更決議され、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 音楽学部作曲学科、声楽学科、器楽学科、音楽学学科、音楽教育学科、ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科の存続に関する経過措置
音楽学部作曲学科、声楽学科、器楽学科、音楽学学科、音楽教育学科、ヴィルトゥオーソ学科、音楽環境運営学科は、変更後のこの寄附行為第4条第一号の規定にかかわらず平成29年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年11月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年7月4日）から施行する。

附 則

令和2年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。